

別表 1

栃木県建設工事総合評価落札方式における若手技術者育成工事試行要領第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める技術者の資格については、以下のとおり。

- (1)若手担当技術者は、資格表 1 及び資格表 2 に記載する資格を有する者とする。
- (2)若手主任技術者等は、資格表 1 及び資格表 2 に記載する資格を有する者とする。
- (3)指導技術者は、資格表 2 に記載する資格を有する者とする。

(資格表 1)

**【土木一式工事】**

ア 2級土木施工管理技士  
イ 2級建設機械施工技士

**【アスファルト舗装工事】**

ア 2級土木施工管理技士  
イ 2級建設機械施工技士

※ アスファルト舗装工事（C-I タイプのみ）においては、上記資格保有者かつ 2 級舗装施工管理技術者を有しているものとする。

**【建築一式工事】**

ア 2級建築施工管理技士  
イ 2級建築士

**【建築物解体工事】**

ア 2級土木施工管理技士  
イ 2級建築施工管理技士

**【鋼橋上部工事・PC橋上部工事】**

ア 2級土木施工管理技士

**【電気工事】**

ア 2級電気工事施工管理技士

**【管工事】**

ア 2級管工事施工管理技士

## (資格表2)

### 【土木一式工事】

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建設機械施工技士
- ウ 技術士(第二次試験のうち技術部門および選択科目を下記とする者に限る。)
  - ・建設部門(選択科目は問わない。)
  - ・農業部門(選択科目を「農業土木」とする者に限る。)
  - ・森林部門(選択科目を「森林土木」とする者に限る。)
  - ・水産部門(選択科目を「水産土木」とする者に限る。)
  - ・総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係る科目とする者、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とする者に限る。)
- エ これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定

### 【アスファルト舗装工事】

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建設機械施工技士
- ウ 技術士(第二次試験のうち技術部門および選択科目を下記とする者に限る。)
  - ・建設部門(選択科目は問わない。)
  - ・総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係る科目とする者に限る。)
- エ これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定

※ アスファルト舗装工事(C-Iタイプのみ)においては、上記資格保有者かつ2級舗装施工管理技術者を有しているものとする。

### 【建築一式工事】

- ア 1級建築施工管理技士
- イ 1級建築士
- ウ これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定

### 【建築物解体工事】

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建築施工管理技士
- ウ 技術士(第二次試験のうち技術部門および選択科目を下記とする者に限る。)
  - ・建設部門(選択科目は問わない。)
  - ・総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係る科目とする者に限る。)
- エ これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定

### 【鋼橋上部工事・PC橋上部工事】

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 技術士(第二次試験のうち技術部門および選択科目を下記とする者に限る。)
  - ・建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とする者に限る。)
  - ・総合技術監理部門(選択科目を建設「鋼構造及びコンクリート」とする者に限る。)
- ウ これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定

### 【電気工事】

- ア 1級電気工事施工管理技士
- イ 技術士(第二次試験のうち技術部門および選択科目を下記とする者に限る。)
  - ・電気電子部門(選択科目は問わない。)
  - ・建設部門(選択科目は問わない。)
  - ・総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係る科目とする者に限る。)
- ウ これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定

### 【管工事】

- ア 1級管工事施工管理技士
- イ 技術士(第二次試験のうち技術部門および選択科目を下記とする者に限る。)
  - ・機械部門(選択科目を「流体力学」又は「熱力学」とするものに限る。)
  - ・上下水道部門又(選択科目は問わない。)
  - ・衛生工学部門(選択科目は問わない。)
  - ・総合技術監理部門(選択科目を「流体力学」、「熱力学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る科目とする者に限る。)
- ウ これらと同等以上の能力を有する者とする国土交通大臣の認定